明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第七条第一項中「次項に定める」の下に「自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項第一号中「連結自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第二十条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社」を「その他金融機関等であって銀行持株会社の子法人等であるもの」に改め、同項第二号を削り、同項第三号ハ中「連結自己資本比率告示」を「持株自己資本比率告示」に改め、同号へを削り、同号ト中「連結自己資本比率告示第二条」を「持株自己資本比率告示第二条各号」に、「連結自己資本比率告示」を「持株自己資本比率告示」に、「第九条第五号」を「第九条第一項第七号」に改め、同号トを同号へとし、同号を同項第二号とし、同項第四号ヘ中「連結自己資本比率告示第八条第一項第三号及び第六号（連結自己資本比率告示」を「持株自己資本比率告示第五十七条の五第二項第二号、第百三条、第百五十五条の二第二項第二号及び第二百二十五条（持株自己資本比率告示」に改め、「又は第二十条第一項第三号及び第六号（連結自己資本比率告示第百五条及び第百十四条第一項において準用する場合に限る。）」を削り、「資本控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの」に改め、同号ト中「連結自己資本比率告示」を「持株自己資本比率告示」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号イ⑼中「連結自己資本比率告示」を「持株自己資本比率告示」に、「自己資本から控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改め、同号イ⑿中「連結自己資本比率告示」を「持株自己資本比率告示」に改め、同号ロ⑶中「連結自己資本比率告示」を「持株自己資本比率告示」に、「自己資本から控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改め、同号ロ⑸中「連結自己資本比率告示」を「持株自己資本比率告示」に改め、同号ハ⑼及びニ⑷中「連結自己資本比率告示」を「持株自己資本比率告示」に、「自己資本から控除した」を「百パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号ホを削り、同号へ中「連結自己資本比率告示」を「持株自己資本比率告示」に改め、同号へを同号ホとし、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号イ中「連結自己資本比率告示」を「持株自己資本比率告示」に、「連結財務諸表規則に基づき連結の範囲」を「会計連結範囲」に改め、「相違点」の下に「及び当該相違点の生じた原因」を加え、同号ハ中「連結自己資本比率告示」を「持株自己資本比率告示」に、「主要な金融業務」を「当該金融業務」に、「及び」を「、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに」に改め、同号ニを次のように改める。

ニ　持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

第七条第二項第一号中ホを削り、ヘをホとし、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号ロ中「連結自己資本比率告示」を「持株自己資本比率告示」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「連結自己資本比率告示第二条」を「持株自己資本比率告示第二条各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

十一　持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

第七条第一項の次に次の一項を加える。

2　自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

第八条中「前条第三項」を「前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第一号に定める連結の範囲に関する事項、同項第十一号に定める持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明並びに同条第四項」に、「同項」を「同条第三項第十一号及び第四項」に改め、「と、」の下に「同項中」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項のうち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

第九条を次のように改める。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条　規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　連結総自己資本比率

二　連結Ｔｉｅｒ１比率

三　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率

四　連結における総自己資本の額

五　連結におけるＴｉｅｒ１資本の額

六　連結における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額

七　連結総所要自己資本額

八　第七条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項

九　第七条第三項第十一号に掲げる事項

十　自己資本調達手段（その額の全部又は一部が持株自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要

十一　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

2　前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により作成し、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により作成しなければならない。

3　第一項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

附則の次に別紙様式として次の三様式を加える。

（別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

項目	国際様式の該当番号
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目　(1)	
普通株式に係る株主資本の額	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	1a
うち、利益剰余金の額	2
うち、自己株式の額（△）	1c
うち、社外流出予定額（△）	26
うち、上記以外に該当するものの額	